京城新聞

皇靈祭の由來

高樓夏癖謹記

禮記の祭義に曰く「霜露既に降れば君子履て之、必有淒愴之心、非其寒之謂也、春雨露既に濡ふ、君子履之必有怵惕之心如將見之」とあり、いつしか夜寒をも覺ゆる空の色に驚かされて眺る月影を數ふれば今年も既や秋の央になりて、あしたの原の露霜に野邊の八千草のうつろふを見ればたらちねの遠つ祖、代々の祖宗の恩惠の露ぞしのばるゝ頃となりぬ、なべて春秋の季節は人情の自ら動きて孝敬の心たへがたきものにぞ、ありける、この月の二十又三日の日は、かしこくも宮中に於かせられては秋季皇靈祭[illegible]所謂彼岸の中日[illegible]を行はせられ以て追遠の大孝を申べさせ給ふ大御心のほど、かしこくも畏かりける譯で拜するに

皇靈は神武天皇より孝明天皇に至るまで[illegible]其後皇靈を宮中なる御神殿即ち賢所也の右の御神殿に遷し鎭め給ふ而して春秋季祭の御式制を定められしは明治十一年六月五日の太政官布達に[illegible]

これより先き明治七年八月三十日時の正院七等出仕小河一敏の建白あり其建白に基き[illegible]祭祀は[illegible]皇女御祭典の爲、皇上御孝敬の御厚義は難有[illegible]煩敷に可被爲涉[illegible]國と違、萬世一系[illegible]百千世を被爲經御歴[illegible]の御祭典被爲營候[illegible]の御數、日々數多の[illegible]總て何事も煩敷に涉[illegible]萬般の御政体は時[illegible]は難叶候得共御祭典[illegible]之樣御規定相成度存[illegible]にて皇國の古典に則[illegible]爲營候て期日年忌の[illegible]座度奉存候但御父[illegible]の日に被爲臨御哀慕[illegible]は御當然の事に候[illegible]獻御饗物を被奉は[illegible]云々

俳句　白露集

五印

窓下に佇む人や河鹿きく　湖東
夕霧に人聲遠し長良川　松花
[illegible]萩の道　湖東
[illegible]の霧　櫻水
[illegible]を點す　湖東

遊ばたの地藏しぐるゝ野分哉　松花
地を擲ふ野分に秋の疲れけり　三瓢
天に地に秋蟲かす野分かな　同
白萩や奈良の月夜に京の露　櫻水
替化借の萩に驚く旅路かな　松花
地藏堂去つて礫に野分かな　櫻水
天に翅る鳥葉隱れて野分かな　可醉
玄翁の只獨り行く野分かな　湖東

小説　五月闇

（廿二）　川合柳葉

「ね、大山、また御前が供して行くやうに爲てさうよ、道理く〜をは厭格の清川を遠ざけて還つて、後で思ふ存分に遊ぶ魂膽で居たのか、スッカリと的が外れて本當にガッカリして了つた、あれほど詳く言つて置いたのに、奈何して清川を遣るやうに爲なかつたんだい、矢張れ前私が可厭だから自分で供するやうに願つたんだらう、其樣れ前のやうな薄情男はありやしないよ。」と四阿に腰を掛けて窈に四邊に氣を配りつゝ、恁う云ふのは、誰あらう先殿の未亡人三輪子の方にて、良人侯爵の逝去と共に貞女らしく髪こそ斷りたれ、まだ四十六の姥櫻、殘んの色香はデップリと肥太りたる皮膚の色澤にも現はれて、閨房淋しげな風情を示して居る

大山豐春は當惑相な顏色で、

「貴女のやうに有仰ると、私が好むでれ供を願つたやうに聞ゑますが、私は貴女から有仰つた言葉を幸に、此度は是非清川さんそれ召連下るやうにと、再三御辭退致しましたが、清川は留守中の取締りを爲せんければならないから、是非貴樣でなきやならないと有仰るものですから、止むを得ずお受け申した次第で、決して私から好むでれ供する理由もございません、それを貴方が可厭でれ供をするのだとか、薄情男だとか云はれますのは誠に心外千萬な譯でございます。」

「だつて少しは私の心にもなつて見て下れるが可い、人目の關が多くて思ふやうに會つて話も出來ない、爲雅と清川さへ出して遣れば、後はれ前が清川の代役を兼るのだから、何一つものでも私と相談爲なきやならないだ、然うなると假令れ前が私の宮へ來て居やうと、何彼の相談に來てると思へば、[illegible]と爲やうと怪む者はありやしない、それを何よりの樂みにして居たのが、スッカリと的が外れたんだもの、恐痴も出やうぢやないか。」

「しかしモウ明日立つ今夜になつて、何程れ前に云つた所で爲方がないから、歸つて來るのを指を計へて待つてるゆゑ、爲雅の病氣が少しでも快なつたら、一日も早く歸つて來て下れ。

そして、呉々も云つて置くが、京都は美人の本場だから、何程でも美しい女が居るけれど、必ず女などに口を利いてはなりませんよ、若も浮氣なんぞを爲た事が後で知れやうもんなら、其まゝには爲て置かないから然う思つて居で。」

「奈何致しまして、御前の御供に參りながら女なんぞに……少しでも御快方に赴き遊ばさると一日も早く歸京致しますゆゑ御安心下さい。」

「口でばかり面倒さうに云ひでも、この可愛らしい樣子を爲てるんだもの、甚麼事爲出かすか知れたもんぢやない、本當にれ前は憎らしいよ。」

「ヲヽ痛し、酷い事なさいますね。」

後は暫く辭は絶えて、西洋館に起る笑聲のみ幽に聞ゆるのであつた。

先刻の程から兩人の話を、石燈籠の陰に身を潜めて耳を傾むけて居た人があるが、話が消ねたもので忍足に四阿の中を透し見て驚いた如く本宅の方へ立去つた。

韓皇水原行

秋色將さに闌、天高く、地滑く、稻甫正熟此時を以て韓皇は先王の廟に展謁せらるゝ爲に水原に行幸せらるべしと聞き、之れ民情實況と新鮮なる空氣に依り健康上の保養とを兼ぬる美擧なりと密かに慶したりき、然るに頃者聞く處によれば、其行幸に就て宮內府側と內閣側と意見を異にし、今に於て尚ほ決定せずとの事なるが、何れにして幷は余り互に寛容を缺ける事ならずや、宮內府側は儀式的のみにし、內閣側にては他の意味をも之に加へんとするとの事なるが斯の如きは素より枝葉の論議に過ぎず、一度車駕門外に出ずれば、民家畑上の狀態、農夫耕作の狀況、茂林秀山、稻甫の色つげる等、囑目せざらんとするも能はず、此等の狀態歷々として目を遮るに於ては地方農民の粒々辛苦を自ら感得し玉ふは當然の事なりとす、古來何れの邦國にても賢王明君が國內を巡遊するは之が爲なり、既に勢び撫養民の仁政とならざるを得ず、王者の地方行幸は將さに此主意ならざる可らず、儀式或は政略等の論議をなすべきものならんや、更に聞く所に依れば宮內府側と內閣側との意見合はざる爲に、伊藤統監の歸任を俟て更に祭禮式にせらるべしと、余輩は之が何の味意たるを解せずと雖も、行幸の儀式を餘り重々しくすることは決して善事に非ざるべしと思ふ、簡易にして屢々行幸せられ民情に明通にするこそ王者の道なるべしと思ふ、伊藤公は由來儀式好きの政治家なり、華麗典雅を好む政治家なり、公が歸任の上に擧行するとせば或は奢美を盡くして先導せらるべしと雖も、韓國現時の國勢に於ては簡易に執行せられて、可成多く巡幸せらるゝを善しとす、曾ては御病弱の御身とも承り居れば、宮中にのみ靜居せらるゝよりは、地方を巡幸せられて清鮮の大氣に觸れ玉ふを可とす、故に成るべく多く巡幸の機會を得らるゝこそ望ましけれ宮內府も內閣も偏狹に固執せず斷然決行して、進では八道の巡幸をも思ひ立たせ給ふべきなり、地方を巡幸して帝自ら地方の有志を引見して[illegible]の勅を下だすに於ては、暴徒の如き忽にして歸伏するやも知るべからず、斯の如くにして民の心を安んぜしめば、民の喜び必ずや大なるべく期せずして天下は太平とならん、余輩は八道の巡幸を望むのみならず、更に機會を俟て海外漫遊を思ひたゝせらるゝ事を望むなり、百聞は一見に若かず、必ずや韓國前途の治世に於て稗益する所尠からざるべし、殊に宗主國たる日本を訪はせらるゝは至當の事ならん、之れ見聞を博するに止らず、將來韓國の開明に資するところのもの少なからざればなり。

●漢城便り

▲昨日の本紙社說中にも申述し通り一進會の衰運は會自身が招きたる者にて會長副統監や長谷川大將などが與り知るところには無之候憫むべきは無智なる李容九にて彼は仲間の宋秉畯に踏臺にせられ且つ獵狗とせられ居るを知らず切りに李完用を罵り曾禰子や長谷川大將やを怨み居候

▲韓國殊に京城に於ては何人も榮華はつかの間に有之候其間に在て漬物さい碌に漬能はざりし一進會の團体が一大臣及五六の大官を出し五十ケ所余の未墾地と二十ケ所余の鑛山を獲得し剩へ李會長の如きは天降れる貢金に因りて暴富を極め四間のオンドルより現在の大邸宅の主人公となるに至りたるは異常の成功にして李會長以下の榮華が現に身にも一ヶ年以上續きたる[illegible]續かせし方に有之候李たるもの何を苦んで今日に至り統監府や其他の仕打に向つて怨言を陳ずるの必要やある

▲併し李容九にして眞に會勢を挽回せんとせば何も態々大磯まで出掛るには及ばず候寧ろ退いて昔日の如く孫秉熙の弟子となり亦褓負商の頭目李圭恒等と相結びて眞に百萬の人勢を擁ゆるが第一に有之候只恐る秉熙、圭恒如何に愚なりと雖又候容九や秉畯の喰物とは相成らざるべきを、

▲戰亂の際に於ける不規則なる富の授受に因つて暴富者を生じたる例は我邦にも外國にも往々有之たる事に候而し朝鮮にては一昨年來絶えず暴徒の騷亂ありて巨萬の討伐費の散ぜられたるにも拘はらず一の暴富者を韓人間に生ぜざるは如何の譯にや、

▲來年よりは統監府吏員の月給三割安となれば韓國側邦人官吏の月給も同樣の直下げを見ることゝ存候茲に到つて或者は逃出し或者は質屋高利貸を內職とするに至らんとは某氏の言に有之候余輩は官吏が質屋金貸となるは他日當地に永住するの因緣となるべきものとして寧ろ歡迎致候只三割の減俸を賄賂にて埋合さんとするもの起らんことを今より憂慮致居候

東京電報

▲拓殖創立委員會 東洋拓殖株式會社創立委員會は出席者日二十六名藏相の挨拶あり定款作製其の他のため澁澤榮一男外日韓委員二十餘名を正親町委員長より指名して特別委員となし議事規則其他は原案通り可決せり

▲韓人の特別委員 東洋拓殖會社創立委員會特別委員中韓國人は左の如し

李鎬成 金衡玉 韓成龍 金泳澤 尹佑炳 朴照豊 白完赫

▲進步黨と民長問題 進步黨政務調査會は韓國民團長官撰問題に付特別委員の報告あり別に決議をなさゞれども櫻井、大內兩代議士の居仲調停に援助を與へ且つ伊藤統監に右の旨を通じ意思の疏通を圖ることゝなれり

▲本間技師の渡韓 神奈川縣技師本間敬太郎滿韓へ差遣せらる

▲博物館長の淸韓行 帝國博物館長股野琢淸韓漫遊の途に就く

▲海戰法規會議參列 海軍中將阪本俊篤英國大使館參事官山座圓次郎倫敦に開設せらるゝ海戰法規會議に參列を命ぜらる(以上二十一日發)

▲韓國委員の大學參觀 東洋拓殖株式會社創立委員一行は今日駒場農科大學を參觀せり(廿二日發)

雜報

●墺國參事官一行の謁見 東京

[illegible]ー氏同大使館附武官少佐ドダン氏ド、シラツシー孃ダン夫人妹ブンチエル夫人等は本日午前十一時韓皇陛下に敬意を表する爲め參內謁見することゝなれり

●韓皇水原行幸に就て 韓皇帝の水原行幸に就ては屢々記せし如くにて之れが爲め鐵道管理局に於て建設せらるべき臨時停車場は大廣橋附近に建設する筈にて臨時停車場より王陵に至る迄新道路を開鑿する由又た皇帝には水原城內に一泊あらせられ勸業模範場御覽あらせらるべしとの說あり

●大臣會議 昨日午後一時より統監官邸に於て各大臣參集し定例會議を開けり

●參與官會議 昨日午前九時より統監府樓上にて定例參與官會議を開けり

●第六師團駐劄期 今回第十三師團と交替すべき第六師團の駐韓期に就て聞く所に依れば之れが駐韓期は向ふ二ケ年間にて他の師團と交替する筈なりと云ふ

●赤十字社彙報

△總會臨場申請 赤十字社韓國總委員部にては來る十月下旬京城に於て社員總會を開催する計畫中なるが右開催の場合には東京本社長又は社長代理の臨場あらんことを申請中なりと

△總會通牒 今回開催せらるゝ總會は管內全社員の總會なるに依り地方より參會の役員及社員取扱方に付ては目下本部に於て協議中なるが右開催計畫につき委員總長より各地委員長宛此程通牒する所ありたり

△新設委員部役員囑託 公州委員部崔委員長の推薦に依り全羅南道務安府尹一名郡守二十一名は定州の委員部協贊委員に主事日韓人三名は事務委員に何れも鶴原總長より囑託せらる

●韓國委員部の寄贈 同會韓國各委員部役員諸氏は先般來本部の通牒に依り軍隊慰問金品寄贈方勸誘奔走中なるが平壤鎭南浦城津等は韓國本部宛送達を了せりと

●討伐軍慰問 愛國婦人會東京本部及韓國本部協同の討伐軍慰問計畫着々進行し慰問繪葉書は三越に於て調製を了し本部宛送付したる旨報告あり慰問袋は府縣各支部にて鋭意調製取纏め居り現に京都支部にては悉皆出來總數六百七十五個速達便にて發送したる通報に接したれば本月末來月上旬迄には總て其筋に送納を了し第十三師團兵凱旋歸還前優に寄贈分配を終る手筈なりと

●葉錢問題に關し

石塚長官代理談

記者は葉錢公定交換價格維持の爲に統監府が南韓各理事官をして商業會議所其他へ嚴重なる諭達を發せしためるに付該諭達の眞意を聞かんが爲石塚長官代理を訪問したり

石塚長官代理曰く葉錢の處分に就ては之迄度支部にても隨分苦心して實施を躱げんとするも未だ著しき成効を見ざるは遺憾なりしも葉錢の公定交換價格は以前十五割なりしたのを其後十八割に登せ先頃二十割となしたり、而して交換價格を昇すると同時に各農工銀行をして新貨の流通を計らしめて葉錢を引揚ぐることに勉めしむることゝなせり而るに如何にせん農工銀行の數未だ少なく從つて新貨散布の事も思ふ樣に不行今以て南韓の農産地方が葉錢に支配せられ從つて米穀其他の輸出時期となりて葉錢相場の騰貴を見るに至りたるは遺憾の事なり、葉錢相場の動搖が貿易に及ぼす影響は決して輕視すべきに非ず、今回木浦理事官其他が葉錢に關して發したる諭達はさほどに重きを置くべきものに非ず何となれば右諭達に違反するものに向つて嚴重なる制裁を加ふるには勢ひ警察官等を多く煩はさゞるべからず併し如斯して取締を爲すは到底不可能の事なりつまり各邦人貿易商等の德義心に訴へ可成公定交換價格を無視するの行動を爲さゞる樣望む次第なり、統監府及度支部が葉錢の存在流通を不利益と知りながら尚一氣呵成的に引揚げを斷行せざるは小貨を必要とする人民の便利を奪ふを虞れはなり、併し如貴說白銅區域乃ち新貨の支配を受くる他道に於て葉錢の存在流通を必要とせざる今日なれば度支部とも協議して葉錢の根本的處分を爲すべし云々

●第[illegible]回梁起鐸公判(續)

●證人マーテン訊問

午後二時開廷之より先き檢事がベッセルに訊問せる際辯護人玉東奎は起つて何事か陳述せんとせしも發言を許されざりき、裁判長は先刻午前に引續き證人訊問をなす旨を告げ辯護人は午前中何事か申立たき事ありし如し此の際陳述すべしと命じたるに辯護人は「先刻檢事は證人に對する訊問中自己の意見を述ぶるを聞けり故に其の中止を乞はんとしたるなり然れども今は他に申立つる事なし」と叫んでも無き事を述べ裁判長より「檢事は意見を陳述せし事なし」と說かれ默して椅子に就きたるは愛嬌なりき

夫れより裁判長は證人マーテンの名を呼び證人は黑川通譯と共に起てり

(長)證人はベッセルと何時より相知れるや其の交際は親密なるや

(マ)明治三十七年初め頃より相知れりベッセルは自分の經營せるホテルアストルハウスに二ケ年滯留せしを以て親密なりき

(長)會計上の事柄も打明ける程に親密なりしか

(マ)總ての事を打明くる程懇意に非ず

(長)證人はベッセルより二萬七千五百圓借用せしか

(マ)然り

(長)借用の時は

(マ)昨年九月より本年三月迄幾回にも借りたるなり

裁判長は證人がベッセルより報償金を借用したる次第を訊問しマーテンは「初めベッセルが[illegible]る際ベッセルは相當の利子を拂はば貸與せんと述べたるを以て十八ヶ月の期限にて三万圓迄は貸し與へんとの事にて十八ヶ月の約束にて數回に貸り受けたるが後ベッセル上海より歸りて約束を變更して五百圓の月賦拂となりたる旨を答ふ

(長)利率は

(マ)年九步の約束なりき

(長)擔保を供したるか

(マ)多少あり

(長)擔保は何なりや

(マ)其の事はベッセルに尋ねられたし自分は商業上に關係あるを以て茲に述ぶるを得ず

此の答は曩にベッセルの答へたる所と異なれり即ちベッセルは何等の擔保を受けずして貸與せりと陳述せり茲に於て裁判長は重ねて問へり

(長)ベッセルは約束手形にて貸與せりと云へり擔保は如何

(マ)ベッセルと自分と約束の際彼は私の言ふ所に滿足して貸借を決したるなり

證人の陳述は曖昧となれり裁判長は三たび重ねて訊問す

(長)幾分の擔保ある事は相違なきか

(マ)初め五千圓を借り受くる時此れを返濟せば更に二万二千五百圓を借り受くる約束にて二通の證書ありて其の證書には擔保の事を記せず(未完)

●李康年の死刑

賊魁李康年の內亂罪被告事件は既報の如く昨日午前十一時京城控訴院に於て判決言渡しありたるが其の判決書全文は左の如し

判決書

慶尙北道聞慶郡北面竹門洞儒生 李康年 五十一年

右內亂被告事件審理判決する左の如し

主文

被告李康年を絞殺に處す

押收物件は此れを沒收す

事實及び理由

被告は現政府の施政に不滿を懷き政府を傾覆し政治を變更せんと企圖し隆熙元年陰曆七月以降湖左倡義大將と自稱して徒黨數百名を嘯集し內亂を起し同二年七月まで忠淸江原京畿の各道內を橫行に從事し討伐隊と交戰し其の目的の遂行數十回たるも終に四月二日忠淸道錦繡山附近に於て戰敗捕獲せられたるものなり

此事實は被告に對する韓國駐劄憲兵隊京城憲兵隊長の訊問調書被告が當公廷に於ける供述に徵し其の證憑十分なり

此を法律に照すに其の行爲刑法大全第百九十六條に該當するを以て同條に依り處斷し押收物件は何れも被告の所有にして本犯罪に關係あるものと認むるを以て同法第百十八條に依り處分すべきものとす

依て主文の如く判決す

檢事杉村逸樓本件に關與す

隆熙二年九月二十二日

京城控訴院刑事部

裁判長 判事 森島彌四郞

判事 結城朝陽

判事 李晃宇

裁判所書記 木村競次郞

●東洋協會入會 國分檢事總長外統監府及各部高等官有志三十余名は何れも此程東洋協會の主旨を贊同入會したり

●六師團先發隊出發 今回駐韓守備軍として來韓すべき第六師團步兵第十三聯隊附江口中佐渡邊の三中尉永井少尉等先[illegible]左の四氏は何れも軍司令部及び第十三師團司令部等に就き打合せを終り本日當地出發守備配置地に向ひ來る三日頃再び來京し所屬隊の入京を迎ふる筈なりと云ふ

●鑛業出願に關する注意 農商工部に於ては鑛業出願に關する書類は特別取扱となし居れる由なれば出願書其他書類の差出人は封筒の右側に「鑛業に關する書類」と朱書せば手續も爲めに極めて迅速に運び取扱上は勿論出願人の便宜も少からざる義に付一般出願者は以後同部宛書類に右の事項を記載すべしとの事なり

●各國居留地會議 本日午前十時より仁川各國居留地會議を開き二三重要事件につき協議する筈

●仁商議所豫算會 仁川商業會議所は昨日四十一年度豫算の件につき回文會議を開きたり

●民團會計檢査 統監府地方部寺島屬は京城民團に出張して昨日より四十年度の會計檢査を行へり

●金融組合の擴張 仁川金融組合は更に業務の發展をみるべしとは既報せし所なるが愈々近日組合員總會を開き之れに關する協議をなす筈なりといふ

●櫻井丸の電燈裝置 仁川稅關にては今回沿岸視察船櫻井丸に電燈を設置する計畫にて目下宮本稅關長の手元に於いて經費其他の點に付き種々調査中なりと云ふ

●光濟號の燈臺視察 韓國沿岸監視船光濟號は來月十日より約二週間の豫定にて仁川を出發し韓國各燈臺を視察する筈

●第二學校落成 京城民團立第二小學校は去る十五日新築落成せしを以て本願寺下にある尋常小學校は今月中に新築舍に移轉し來月上旬落成式を擧行すべし

●漢城病院の病室新築 同病院は從來不完全にして患者に滿足を與ふること能はざりしが今回同院內に完全なる病室十二室を新築し患者の便利を計るべし

●統監府時間の復舊 暑中間は午前九時より午後一時迄なりし統監府執務時間は二十一日より舊復し午前九時登廳午後四時退廳となれり

公人私人

▲吉村八十三氏(陸軍省參事官) 一昨夜入京浦尾へ投宿せり

▲美濃部俊吉氏(熊本縣師範學校長) 一昨夜平壤より來り三日月へ投宿せり

▲福島輔五郎氏(陸軍步兵大尉) 一昨夜釜山より入京東海旅館へ投宿せり

▲池邊由郞氏(陸軍步兵少尉) 一昨夜淸州より入京東海旅館へ投宿せり

●近事片々

▲秋色 愈々加りて秋花一齊に咲亂る貴賓白菊其外の名はなくもがなと今や菊花の盛

▲萩が 靡れりや小猫が戲れる萩花は瀟洒にして氣品高く女ならば年增の奧樣なる乎

[illegible]點々として柑赤の色現はる趣仲々に趣あり

▲楓葉 亦漸次に色づき來り燦然燃ゆるが如し城外山野の雜草も霜に染めて紅色を呈す

▲稻穗 實入て小島田に集る案山子嚇子は彼等を威赫する憲兵巡査の如しとは面黑し

▲伊公 曰乃公の政黨觀は公平にして偏破なし一進會に對するも他に對するも同一也

▲宋秉畯を入閣せしめたるは彼の人物を買ひたる也決して一進會の爲にあらざる也

▲是れ 伊公の十八番公は曾て日本に於ても政黨超然主義を採りたることあるなり

▲內閣 更迭の噂は今尙ほ韓人間に頻に傳はる李總理が軍相たるべしと專ら言ふは韓人等の一齊に唱へて樂み居るとの事也

▲伊公 歸任の上は直に更迭行はるべしと

▲韓國、暴徒の淸領に走りて馬賊の群に投じたる者少からずと暴徒終に淸領に出稼す

▲韓賊 は日本兵居りて思ふ樣に稼も出來ず淸領の馬賊の仲間入りして稼ぐに若かずと

▲平壤 元山間に於て日本巡查暴徒に襲はれ婆子は慘殺せられしとの說あり眞なる乎

▲今倘 は地方は暴徒頻に跋扈して陸路の旅行は出來ず殆ど交通杜絶の狀態也と云ふ

▲出版 法は制定せられて近々發布との說あり之現時書籍の出版多き故に取締の爲也

▲新聞 條例も集會條例も出版條例も出來て追々文明國に於ける制度は完備せられん

▲此次 は憲法發布か儀式好きの韓人等は近來の流行にカブレて憲法云々を說者あり

▲民長 官撰令撤廢期成同盟會は組織せられたり此決志ありて始て反省せしむべき也

▲伊公 に對し膝詰の談判を試みるも可也近來大分反省せられたる氣味ありと識へば

▲有賀 博士の平和會議中立問題は大分世論を喚起せる者の如し前途大に花を咲せた

▲都築 大使の屈議也とは或は公平なる議論なるべし馨六先生の答こそ面白かるべし

▲此際 都築氏默することなかるべし正々と所信を披瀝して論戰して曲直を明にせよ

▲米國 も亦飛行器の發明有藥品を用ひず[illegible]すべしと[illegible]行器の時代

京城居留民團公文

京城居留民團告示第三〇號
明治四十一年度京城居留民團特別會計漢城病院歲入出追加豫算左記ノ通リ理事官ノ認可ヲ得タリ
明治四十一年九月廿二日　京城居留民團民長　熊谷賴太郎
明治四十一年度京城居留民團特別會計漢城病院歲入出追加豫算
歲入　臨時部
第一款　基金繰入追加豫算金　貳千三百九十四圓貳拾錢五厘
第二款　雜收入追加豫算金　六百七十六圓七十九錢五厘
歲出　臨時部
第一款　漢城病院費追加豫算金　三千七十一圓

●恩を仇で返す

群馬縣久富村平民

無職齋藤庄太郎(三三)なるものは昨年韓國に渡りし以來一定の職業とてはなく平素韓人の下宿屋を荒し廻り居りしが爰に西部青葉町澤雄太郎なる者同人が血氣盛りの身空を以て毎日ぐづ〳〵と遊んで居るを見て何か職業を周旋しやらんと考へ親切にも去月十日より庄太郎を吾が家に呼び寄せ其の中何れの人夫なり仲仕なりに世話しやらんものをと思ひ居りし所去る廿日庄太郎は澤の心盡しを屁とも思はず不埒にも當日澤の不在を見澄まし同人所有の袷羽織を窃取し實弟春吉(十八)をして廿六日夜本町富田質店に代價三圓五十錢にて入質せしめ其の金を以て淫賣を買ひ其のまゝ澤方を逐電せしが又々同人は本月一日太平町二丁目菓子製造業佐久間喜一より金五圓を借り之を以て件の質物を受け出すや否や早速南大門機關庫勤務高松久雄に右の羽織を抵當に入れて金を借り不相變酒と女とに費消し元の一文無しとなりてソコ等此所等をブラ付き居る所を去る十九日其の筋の手にて捕へられたるが同人は右惡事の外他に嫌疑あるべき模樣なるより昨今警察にて嚴重に取り調べ中なり

●進めツ娘子軍の一隊

天下の公器は濫用すべからざるも女の武器は至る所濫用さるゝものなり併し其の濫用の仕工合も上手にやると下手にやるとで多大の差を生ずるものぞかし忠淸南道公州にては本年に入りてより韓國側の各官衙銀行會社等續々として設置され從つて日本人の官吏及び會社員等少なからず入り込みたるが此等の役人會社員の中妻子のあるものは別なれど所謂獨身者の不自由さは寢床の敷き揚げ衣類の出し入れ等何も彼も一人でやらずばならぬ所から是非共媼か年若き女を雇はねばならずソレにしても客などの來りしときに例の水ばなの媼や尻の大きい三ざんでは何となく移りが惡くタトヘ淫賣上りでも何んでも一寸澁皮のむン剝けた手先きの白ツぽい女を必要とするに至りし結果所々方々にて小間使を雇ふことゝなりしが扨此等の小間使の月給は一ヶ月如何程なりやといふにマヅ普通十圓御面相のチョッコン踏める女は十二三圓其の他雇ひ入るゝ際身支度金として二十圓位の前貸を爲さゞるべからざるが斯の如き高價なる月給を支拂ひて迄も雇ひ手の數多く爲めに桂庵は大陸で多忙を極め居ると共に其の反動には小料理屋にては大恐慌を來し居るとか尤も小間使といふも其の實は寢間使なれば內所の收入は表面の月給以上にて腕のある女は一ヶ月平均二十圓三十圓の枕代を絞り居れるとかいふが此れならば小料理屋に奉公し居るとは違ひ國へ對しても體裁よく娼賣が出來る譯合なり

●天下の色男

大和町一丁目に米穀[illegible]

[illegible]稱色男あり此の色男常々より自分の面のノッペリとしたれ平の長芋見たやうな所を鼻に掛け天下の色男はマヅ自分一人で御坐いと己惚れ此れ迄も大分尻の輕さうな女を目掛けてはタラし込みしことも一度や二度ではなくいつも帳場の前にやに下つては店の丁稚を促へ貴樣も此れから生れ替はつて俺のやうな好い男になれよソンな面付で此の先出世が出來るものか第一貴樣は鼻の恰好が惡いまるで眼鏡屋の看板だソレから口元が惡い餘り尖がり過ぎれらア南京豆の袋見たやうだなど〳〵可愛想にも罪咎なき丁稚の面の棚卸し迄なし何んでも自分一人で威張り居れるが近頃は如何なる譯か此の色男餘り其の助平面を表に出さゞるにぞダン〳〵樣子を探つて見るとソレも其の筈同人方にては近頃二十一二の澁皮の上をデコ〳〵と白粉で塗り立てた天草あたりの立小便連の女一匹入り込み居れるが女の樣子は何うやら斯う下女ともつかず本妻とも思はれずソコは讀者の判斷に任すとして……何んでも色男が此の女を雇ひ入れる迄には余程苦心したらしく七人の候補者中よりヨリにヨリて技擢したものなりとかサテ此の女が男の家に舞ひ込みしは本年八月の初めにて丁度其の頃中村方の入口に「女中入用」と書いた貼紙ありしかば通り掛りの下女志願者はソレと立ち寄りて志願の旨を聞き合すものも少なからざりしが主人の中村は其の入り來る女に面會した前さんの御面相ではと口にこそ出さね面付の惡き女はソレとなく斷つて了ひしが最後に入り來りし一人の女はマヅ別嬪といふ程にはあらねど當世向きの丸ボチャなるより中村は此の女ならばと目星を付けヨイショ待てましたとポンと右の手で膝を打つや否や早速其の日より雇ひ入ることゝなりしがもと〳〵斯うと見込んで雇ひ入れし女なれば晩酌の席などには必ず傍に侍べらせ微醉氣嫌にまぎらして銚子をたぐる女の手をば輕く握り締め眼元で知らして斯うと素振に現はすことも屢々なりしかば艶で女も男の情にほだされて終には嬉しき首尾を重ねるに至り今は全く紛れもなき夫婦同樣の關係なりとかソレかあらぬか男は近來店の丁稚を促へては俺樣の腕前を見ろ天下の色男はマッ一寸這んなものだと己惚れ居るとかの投書を書くの如し

●乱暴なる親爺

長崎縣平民現住所北米倉町佐伯次三郎(三二)の長男某(四つ)が一昨日午前十一時頃自宅の前にて放尿せしを折柄通り掛りし韓人巡査之を認めたれば懇ろに說諭を加へたるに小兒は巡査の姿を見てワッと泣き出したるにぞ親爺の次三郎は何事ならんと表へ飛び出したるに右の次第なれば實は巡査に對して謝罪するが至當なるに此の親爺見の違つた奴にて却つて不心得にも巡査に喰つて掛り巡査の拇指を逆手に回はし負傷せしめたるより早速本署に引致せられ一圓[illegible]の膏藥代を辨償せしめられたる上[illegible]して引き下れり

無料人事欄の開設

申込規定

一、希望者は住所氏名を詳記し本社營業部宛にて申込むべし但し氏名住所掲載を求むる場合は特に其旨を原稿に附記することを要す

二、申込事項は交際、婚姻、養子、緣組、雇入、雇人、並に雇入等諸般の人事又は土地建物其他諸般物件の賣買貸借等の希望に限る

三、揭載行數は五號活字十九字詰三行以內にて參回を超へざる範圍內に止む

右は世間の御便宜を計るの趣意より無料にて本紙廣告欄に掲載可申候に付何人にても續々本社へ御申込有之べく候

尙本社は調查部を新設し財產及信用等諸般の調查事項の委託に應ず

九月　京城新聞社

●家出娘の行衛分る

香川縣香川郡男子村大字[illegible]番戶不詳三宅留吉の三女きさ(二二)は昨年來友達なる同村多田小[illegible]と共に家出したりしが父の留吉は痛く氣にかけ岡山縣警察署へ搜索願を出し置きたるに同署は當地南部警察署へ取調方を依賴せしかば同署にて八方搜索せし結果もと南大門通り飲食店の屋に雇れ居ること分りたるより南部署へ打電せしが此の父よりツレニユく迎電ありたれば遠からず其の故郷へ歸り戻るべし

●出來心

愛知縣平民現住所旭町一丁目內田龍藏方山本佐吉(二二)は去月廿八日南大門通二丁目高橋秀男より龍山川端町吉野某に十五圓の支拂を委託されたるが內十圓を吉野に渡し殘金五圓にて龍山榮町料理店可觀の雇女某に下駄を買つてやるやら酒を飮むやらして色男風をふかし其後一向行衛不明なりしが一昨日本町二丁目口入業立盛舍に潛み居る處を其の筋の手に押へられ警察署へ引致され目下取調中なり

●[illegible]

火賊九名は京城憲兵分隊に押送し來りたるを以て同隊よりは更に京城地方裁判所に送致し裁判に附する由なり

●牛を拾ふ

一昨日午前九時東大門內元仁成(二十)なる者一匹の黃牛を拾ひたりとて銅峴分署へ屆出たるが所有者いまだ不明也

●ヨボの喧嘩

一昨日午後七時頃明洞にて山林洞李煥根と鑛洞李明柱とが何かの行違ひより互に血眼となつて掴み合ひ居たる處を巡廻巡査に認められて說諭の上放還

●本日は中日

本日彼岸の中日に相當し又た秋季皇靈祭なるを以て各寺院に於ては彼岸會を修するにより善男善女は其宗旨の寺院に參詣するもの多かるべく就中南山本願寺の如きは公園散步旁の者も多かるべし又奬忠壇附近に野遊び或は茸狩りをなすものもあるべく狩獵家は銃を肩にして遠く永登浦や東大門外に鳴獵に出懸くるものもあるべく漢江に綸を垂れ太公望を氣取るものもあるべく兎に角本日は天候さへよくば野も山も川も嘸かし賑合ふなるべし

●大山駒二郎追弔法會

目下歌舞伎座に興行中なる伊東文夫一座にありて好劇家の好評を受けつゝありたる大山駒二郎は龍山興行中病氣に罹り龍山病院にて治療中其効を奏せず遂に三十六年を一期として空しく異境の土と化したれば伊東は大に之を嘆き今二十三日南山本願寺に於て盛んなる追弔法會を營むと云ふ因みに大山が伊東一座に加はりて座員たること十八年間今日まで伊東を助け來りしものにて伊東も大に其死を悼み居れりと云ふ

演藝

●壽座● 木村一座本晩の替り狂言は「盤若のお政」全七幕にして重なる役割は左の如し

一柳令孃絹江(野村)高等刑事荒巻(內藤)紙くず買拾松(植田)らを虎(矢野)一柳老公(松村)雪隠金太(富士井)一柳義一(榎本)刑事須藤五郎(寺田)署長猪川進(佐海)一柳奧方まさ子實は盤若のお政(木村)

▲伊東一派の追善興行　歌舞伎座に根城を構へ毎夜好劇家の咽を鳴らさしめつゝある伊東劇は曾て同座員たりし故大山駒二郎の追善興業をなす爲め本晩は同一座の得意とせる「松風村雨」を演ずる由尙ほ木戸場代は一名三十錢の均一とせしかば定めて爪も立たぬ程の大入を占むることゝなるべし重なる役割及び舞臺面は如左

(一)[illegible](二)[illegible](三)[illegible](四)[illegible](五)北浦家奧庭 (六)京都智恩院境內 (七)高輪病院

友人矢田周(伊東)高の者(山路)桶川妻幸子後北浦妻幸子(桂)銀行員北浦乙哉女髪結お琴(小泉)小松屋藝妓美代次後桶川妻美代子(吉野)理學博士栗原明(酒本)須磨子(中村桐)桶川昌之(敷島)

同可娯欄（三）

魚友痴史

●狂歌●

▲井侯の病狀●●●
草の葉に奥津の露の命をば
つなぎ止めてよ朝顔の蔓

▲同家の憂愁●●●
底知れぬ深き憂に沈みけり
賴みの綱もほそき井の上

▲藤公の見舞●●●
友の身の重き病ひを伊藤公
こゝろ奧津に假の宿して

講談

西山茶話 衣川（四）

桃川燕光

髭を引張られるから、鈎を食つた魚みたやうなもので、どうすることも出來ない。逐々道場へ引摺り込まれた。見ると一段高い所に先生が扣へて居る 先「ヤイ老爺……」西「能く乃公を老爺〳〵といふな……何だ」先「何だとは何だ、其方は年甲斐もない大痴者、何故神妙に見物をして居らん、悪口をいふから門人共が立腹をしたのだ、人の劍術を彼是申すのは覺ねあつての事だらう、サア門人共と立合へ」西山公も仕方がないから「[illegible]、何時でも對手になる。サア竹刀を此方へ出せ……」御自身お出掛けなさらうとするから、お供の元起は驚ろいた 元「オ隱居暫らく」西「何だね元起」元「貴所は御老體といひ、殊に尊といお身體、万一の事があつてはなりません。其の爲めの私はお供で、暫らくお待ち遊ばせ……ヱ、各々樣へ願ひます」田「何だ」元「是は私の師匠でございますが、陽氣の加減で時々癇が起ります。其れが爲め皆樣のお怒りを惹出して、甚はだ恐れ入りますが、何にせい少しタジレて居るのでどうかマア御勘辨を願ひます、貴所方が力に任せて健かに打ちますると、幾ら丈夫のやうでもモツコレ年でございますから、身体が利きませんさういふことになりますと私が甚だ迷惑しいたしますが師匠の代りに私をどうか對手にして下さいまし。私は若年でございますから、一ツや二ツ毆られましても其ほどの事もございますまい、私が名代をいたします」田「ウム、却々奇特な奴だ、師弟の間だから其位ゐの考がへがなくてはならん、何方かといふと我々も老人では餘り打ち心が能くない、其方なら思ふさまやれる、宜からう對手にしてやる、併し何で立合ふ、竹刀か木劍か……」元「エヘ、私は師匠の持つて居ります如意で對手をいたします」田「さうか。だが貴樣も望んで對手をしやうといふのだから滿更劍術を知らないでもあるまい」元「左樣さういへば少しは知つて居ります」田「さういへば甚はだしい。併し何にも知らない者では對手に出來ないが、少しでも知つて居るといふなら、對手にしてやる。何流だ貴樣は」元「へヱ木魚流と申します」田「なに木魚流……聞いた事のない流儀だな、オイ杉浦」杉「何だ木魚流といふのがあるかへ」杉「聞いたことがないな、坊主に聞いて見なさい」田「オイ坊主」元「是は驚ろいた、何で」田「貴樣の流儀は誰が起したのだ」元「私が付けまして私が流祖で……」田「貴樣が流祖か」元「まあそんなもので」田「そんなものもないものだ、貴樣も少しタジレて居るな、どういふ譯で木魚流と付けたのだ」

●新聞料 ▲一枚金二錢▲一ヶ月前金廿五錢▲三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲壹ヶ年前金四圓

●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回金四十錢▲特別廣告五號活字十九字詰一行金五十錢

發行兼編輯人 秋山忠三郎

印刷人 高木久馬太

發行所 京城南大門通 京城新聞社 電話[illegible]